

令和4年度

上越市財政の健全性に関する
比率の審査意見書

上越市監査委員

上監委第 120 号
令和 5 年 8 月 18 日

上越市長 中川 幹 太 様

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山川 とも子

上越市監査委員 山田 忠 晴

令和 4 年度上越市財政の健全性に関する 比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和4年度上越市財政の健全性に関する比率の審査意見

第1 審査の対象（財政指標）

令和4年度	実質赤字比率
同	連結実質赤字比率
同	実質公債費比率
同	将来負担比率
同	資金不足比率

第2 審査の期間

令和5年7月27日から令和5年8月18日まで

第3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された財政指標が法令等に照らし算出過程が正確か、法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか、かつ、算定の基礎となった書類等が適正に作成されているかを審査した。

また、この審査は、提出された算定様式を基に、決算書類並びに付属資料との照合、関係職員からの事情聴取等により実施した。

第4 審査の結果

審査に付された財政指標は、法令に準拠して作成され、正確に表示されていた。また、算定の基礎となった書類等が適正に作成されていることが認められた。

なお、審査の概要は、次のとおりである。

1 総括

(1) 健全化判断比率・資金不足比率の対象会計

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の特別会計				
診療所特別会計						
介護保険特別会計						
後期高齢者医療特別会計						
公営企業会計		地方公営企業法適用企業	ガス事業会計	資金不足比率		
			水道事業会計			
			工業用水道事業会計			
			病院事業会計			
			下水道事業会計			
広域連合・一部事務組合		上越広域伝染病院組合				
	上越地域消防事務組合					
	新潟県市町村総合事務組合					
	新潟県後期高齢者医療広域連合					
第三セクター等 (損失補償対象団体)	リフレ上越山里振興株式会社					
	新潟県信用保証協会					

(2) 健全化判断比率

健全化判断比率の各比率は、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回った。

(単位：%)

	2年度	3年度	4年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	11.3	10.6	11.2	25.0	35.0
将来負担比率	80.5	67.9	61.4	350.0	

※「—」表記は実質赤字額及び連結実質赤字額がない(=黒字である)ため、記載すべき比率がないことを表している。

(3) 資金不足比率

各会計とも資金不足額が発生していないため、資金不足比率は生じていない。

	会計の名称	2年度	3年度	4年度	経営健全化 基準
地方 公営 企業 法 適 用 企 業	ガス事業会計	—	—	—	20.0%
	水道事業会計	—	—	—	
	工業用水道事業会計	—	—	—	
	病院事業会計	—	—	—	
	下水道事業会計	—	—	—	
非 適 用 企 業 法	地球環境特別会計	—			

※「—」表記は資金不足額がないため、記載すべき比率がないことを表している。

2 各指標の状況

(1) 実質赤字比率

市の財政の主要な部分である一般会計及び一部の特別会計（以下「一般会計等」という。）における実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表すものである。当市では、一般会計のほかに対象となる特別会計はない。

○ 算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいう。なお、臨時財政対策債発行可能額を含む。

○ 一般会計等の実質収支（実質赤字）額の状況

実質収支とは、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を引いた額であり、これがマイナスの場合、実質赤字となる。

一般会計等の4年度の実質収支は、次のとおりである。

（単位：千円）

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額 (3)=(1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源(4)	実質収支額 (3)-(4)
一般会計	111,590,079	105,596,288	5,993,791	295,902	5,697,889

○実質赤字比率

一般会計等における実質収支額は5,697,889千円の黒字となっており、実質赤字は生じていない。よって、4年度の実質赤字比率も生じていない。

なお、実質赤字比率の推移は、次のとおりである。

（単位：千円）

区 分		2 年 度	3 年 度	4 年 度
実 質 収 支 額	一般会計	4,347,292	4,784,600	5,697,889
標準財政規模		57,113,046	59,546,793	58,275,251
実質赤字比率 (%)		—	—	—
早期健全化基準 (%)		11.25		
財政再生基準 (%)		20.00		

(2) 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計及び公営企業会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率を表すものである。企業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を加味し、市全体の収支の状況を把握するための指標である。

○ 算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

なお、連結実質赤字額とは、以下の①+②の額が③+④の額を超える場合、当該金額を超える額を指す。

①	一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
②	公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額
③	一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
④	公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

①、②実質赤字額及び資金不足額を生じた会計はない。

③ 一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計の実質収支（実質黒字）額の状況

（単位：千円）

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額 (3)=(1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源(4)	実質収支額 (3)-(4)
一般会計	111,590,079	105,596,288	5,993,791	295,902	5,697,889
小計	111,590,079	105,596,288	5,993,791	295,902	5,697,889
国民健康保険特別会計	16,798,410	16,788,080	10,330	0	10,330
診療所特別会計	375,535	375,535	0	0	0
介護保険特別会計	23,728,471	23,263,333	465,138	0	465,138
後期高齢者医療特別会計	2,368,555	2,330,884	37,671	0	37,671
小計	43,270,971	42,757,832	513,139	0	513,139
合計	154,861,050	148,354,120	6,506,930	295,902	6,211,028

一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計で実質赤字額を生じた会計はなく、実質黒字額の合計は6,211,028千円であった。

④ 公営企業会計の資金不足額又は剰余額の状況

■地方公営企業法適用企業

(単位：千円)

	会 計 名	流動 負債等 (※1) (A)	算入 地方債 (B)	流動 資産等 (※2) (C)	解 消 可 能 資金不足額 (D)	資金不足額又は 剰余額 (※3) (A)+(B)-(C)-(D)
(宅 地 造 成 事 業 以 外)	ガス事業会計	124,634	0	3,489,077	0	△ 3,364,443
	水道事業会計	539,363	0	12,155,282	0	△ 11,615,919
	工業用水道事業会計	1,255	0	119,131	0	△ 117,876
	病院事業会計	308,079	0	1,084,938	0	△ 776,859
	下水道事業会計	325,663	0	535,788	0	△ 210,125

(合計)

△ 16,085,222

(※1) 流動負債等＝流動負債の額－控除企業債等－控除未払金等－控除額－PFI 建設事業費等

(※2) 流動資産等＝流動資産の額－控除財源－控除額

(※3) 資金剰余額が生じている場合は負の値で表示される。

全ての公営企業会計において資金不足額はなく、資金剰余額の合計は 16,085,222 千円であった。

○連結実質赤字比率

4年度は、いずれの会計においても実質赤字額及び資金不足額は生じていない。よって、次のとおり算式に基づく連結実質赤字比率も生じていない。

①一般会計等及び公営企業 (地方公営企業法適用企業・ 非適用企業)以外の特別会計 のうち、実質赤字を生じた会 計の実質赤字の合計額	②公営企業の特別会計のう ち、資金の不足額を生じた会 計の資金不足額の合計額	③一般会計等及び公営企業 (地方公営企業法適用企業・ 非適用企業)以外の特別会計 のうち、実質黒字を生じた会 計の実質黒字の合計額	④公営企業の特別会計のう ち、資金の剰余額を生じた会 計の資金の剰余額の合計額
- 円 (実質赤字を生じた会計なし)	- 円 (資金不足を生じた会計なし)	6,211,028 千円	16,085,222 千円

なお、連結実質赤字比率の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

会 計 名	実質収支額及び資金不足額・剰余額		
	2 年 度	3 年 度	4 年 度
一般会計	4,347,292	4,784,600	5,697,889
国民健康保険特別会計	141,595	112,653	10,330
診療所特別会計	0	0	0
介護保険特別会計	325,442	86,086	465,138
後期高齢者医療特別会計	3,380	36,290	37,671
ガス事業会計	2,760,972	3,247,264	3,364,443
水道事業会計	10,877,960	11,228,808	11,615,919
工業用水道事業会計	105,647	111,791	117,876
病院事業会計	1,246,765	1,129,628	776,859
下水道事業会計	193,586	161,786	210,125
地球環境特別会計	0		
合 計	20,002,639	20,898,906	22,296,250
標準財政規模	57,113,046	59,546,793	58,275,251
連結実質赤字比率 (%)	-	-	-
早期健全化基準 (%)		16.25	
財政再生基準 (%)		30.00	

(3) 実質公債費比率

地方税や普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債の元利償還金に対する繰出金などの公債費に準ずるものに充てられたものの標準財政規模を基本とした額に対する比率の3か年平均値である。公債費等は市の財政圧迫要因の一つであり、こうした観点から資金繰りの程度を示すものである。

○ 算式

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{①元利償還金} + \text{②準元利償還金}) - (\text{③特定財源} + \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

① 元利償還金

(単位：千円)

区 分	2年度	3年度	4年度
一般会計等に係る公債費 (A)	14,400,306	14,263,488	17,720,012
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額 (B)	2,522,261	2,099,664	4,010,534
満期一括償還地方債の元金に係る分 (C)	0	0	0
地方債の利子支払金のうち、減債基金の運用利子その他の収入金を財源として支払を行ったもの (D)	0	0	0
合 計 (A)-(B)-(C)-(D)	11,878,045	12,163,824	13,709,478

② 準元利償還金

(単位：千円)

区 分	2年度	3年度	4年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	0	0	0
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	3,881,619	4,004,916	4,147,585
診療所特別会計	2,791	2,533	3,516
ガス事業会計	0	0	0
水道事業会計	170,380	174,993	173,448
病院事業会計	95,899	86,785	100,866
下水道事業会計	3,612,549	3,740,605	3,869,755
地球環境特別会計	0		
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	184,835	197,031	205,175
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	221,293	112,919	94,559
一時借入金の利子(基金の繰替運用等に係るものを除く)	146	172	891
合 計	4,287,893	4,315,038	4,448,210

③ 特定財源

(単位：千円)

区 分	2 年度	3 年度	4 年度
国や県からの利子補給	0	0	0
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	16,332	9,832	11,332
公営住宅使用料	94,304	76,113	70,721
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	973,014	910,455	940,173
その他	0	175,900	0
合 計	1,083,650	1,172,300	1,022,226

④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位：千円)

区 分	2 年度	3 年度	4 年度
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	3,140,796	3,088,274	2,987,477
災害復旧費等に係る基準財政需要額	6,755,701	7,304,052	7,298,091
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	271,157	261,884	255,803
合 計	10,167,654	10,654,210	10,541,371

○実質公債費比率

上記の数値から、各年度の実質公債費比率（単年）を算定すると、次のとおりとなる。

(単位：千円)

(2 年度)	<table border="1"> <tr> <td>元利償還金</td> <td>準元利償還金</td> <td>特定財源</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>11,878,045</td> <td>4,287,893</td> <td>1,083,650</td> <td>10,167,654</td> </tr> </table>	元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	11,878,045	4,287,893	1,083,650	10,167,654)	=	10.46883%
	元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額								
11,878,045	4,287,893	1,083,650	10,167,654									
<table border="1"> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>57,113,046</td> <td>10,167,654</td> </tr> </table>	標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	57,113,046	10,167,654								
標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額											
57,113,046	10,167,654											
(3 年度)	<table border="1"> <tr> <td>元利償還金</td> <td>準元利償還金</td> <td>特定財源</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>12,163,824</td> <td>4,315,038</td> <td>1,172,300</td> <td>10,654,210</td> </tr> </table>	元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	12,163,824	4,315,038	1,172,300	10,654,210)	=	9.51546%
	元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額								
12,163,824	4,315,038	1,172,300	10,654,210									
<table border="1"> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>59,546,793</td> <td>10,654,210</td> </tr> </table>	標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	59,546,793	10,654,210								
標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額											
59,546,793	10,654,210											
(4 年度)	<table border="1"> <tr> <td>元利償還金</td> <td>準元利償還金</td> <td>特定財源</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>13,709,478</td> <td>4,448,210</td> <td>1,022,226</td> <td>10,541,371</td> </tr> </table>	元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	13,709,478	4,448,210	1,022,226	10,541,371)	=	13.81428%
	元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額								
13,709,478	4,448,210	1,022,226	10,541,371									
<table border="1"> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>58,275,251</td> <td>10,541,371</td> </tr> </table>	標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	58,275,251	10,541,371								
標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額											
58,275,251	10,541,371											

これを3か年の平均でみた場合の実質公債費比率は次のとおりとなる。

(単位：%)

区 分	2年度	3年度	4年度	3か年平均
実質公債費比率	10.46883	9.51546	13.81428	11.2

4年度の実質公債費比率(3か年平均)は11.2%であり、前年度に比べ0.6ポイント上昇したものの、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

なお、3か年平均の2年度からの推移は、次のとおりである。

(単位：%)

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)			早期健全化 基 準	財政再生 基 準
		2年度	3年度	4年度		
30年度	11.78730	11.3			25.0	35.0
元年度	11.87587					
2年度	10.46883		10.6			
3年度	9.51546		11.2			
4年度	13.81428					

(4) 将来負担比率

一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率を表すものである。市の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の残高を指標化し、将来における財政圧迫の可能性を示すものである。

比率の算定においては、地方債の現在高や退職手当負担見込額のほか、第三セクター等に対する負担見込額等も対象となる。

○ 算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①将来負担額} - \text{②充当可能基金額} + \text{③特定財源見込額} + \text{④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{⑤元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

① 将来負担額

将来負担額は、次のアからクまでの合計額により算出される。

(単位：千円)

区 分	2年度	3年度 (A)	4年度 (B)	増減 (B)-(A)
ア 一般会計等の地方債残高	124,895,638	120,104,845	112,670,000	△ 7,434,845
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	398,925	303,908	226,950	△ 76,958
ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額	63,461,918	59,857,014	56,227,259	△ 3,629,755
エ 組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額	772,415	657,006	461,193	△ 195,813
オ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額	11,850,991	11,879,546	12,013,884	134,338
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額	39,560	10,576	26,994	16,418
キ 連結実質赤字額	0	0	0	0
ク 組合等の連結実質赤字額のうち一般会計等の負担見込額	0	0	0	0
合 計	201,419,447	192,812,895	181,626,280	△ 11,186,615

アからカまでの内訳は次のとおりである。

ア 一般会計等の地方債残高

(単位：千円)

区 分	2年度	3年度 (A)	4年度 (B)	増減 (B)-(A)
一般会計	124,895,638	120,104,845	112,670,000	△ 7,434,845
合 計	124,895,638	120,104,845	112,670,000	△ 7,434,845

イ 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位：千円)

区 分	期間	4年度末 限度額	2年度末	3年度末 (A)	4年度末 (B)	増減 (B)-(A)
厚生連上越総合病院の機能強化及び建設費借入金の利子補給補助金	H18-R7	2,000,000	365,167	292,133	219,100	△ 73,033
デイサービスセンター大潟及びグループホーム大潟建設資金元利償還金	H17-R6	108,788	15,700	11,775	7,850	△ 3,925
老人保健施設(和久楽)建設資金元利償還金	H14-R3	—	18,058	0	0	0
合 計			398,925	303,908	226,950	△ 76,958

ウ 一般会計等以外の特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

(単位：千円)

区 分	2年度	3年度 (A)	4年度 (B)	増減 (B)-(A)
国民健康保険特別会計	0	0	0	0
診療所特別会計	11,648	9,854	8,237	△ 1,617
介護保険特別会計	0	0	0	0
後期高齢者医療特別会計	0	0	0	0
ガス事業会計	0	0	0	0
水道事業会計	1,422,958	1,313,636	1,209,179	△ 104,457
工業用水道事業会計	0	0	0	0
病院事業会計	782,905	737,835	814,660	76,825
下水道事業会計	61,244,407	57,795,689	54,195,183	△ 3,600,506
地球環境特別会計	0			
合 計	63,461,918	59,857,014	56,227,259	△ 3,629,755

エ 組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額

(単位：千円)

区 分	2年度	3年度 (A)	4年度 (B)	増減 (B)-(A)
上越地域消防事務組合	772,415	657,006	461,193	△ 195,813
合 計	772,415	657,006	461,193	△ 195,813

オ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額

区 分	2年度	3年度 (A)	4年度 (B)	増減 (B)-(A)	
将来負担額 (千円)	11,850,991	11,879,546	12,013,884	134,338	
参 考	一般職・一般会計等対象職員数(人)	1,952	1,849	1,819	△ 30
	特別職・一般会計等対象職員数(人)	4	3	4	1
	一般職・公営事業に係る会計対象職員数(人)	113	111	112	1
	特別職・公営事業に係る会計対象職員数(人)	1	1	1	0
	職員数計(人)	2,070	1,964	1,936	△ 28

カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額

(単位：千円)

区 分	2年度	3年度 (A)	4年度 (B)	増減 (B)-(A)
第三セクター等	39,560	10,576	26,994	16,418
合 計	39,560	10,576	26,994	16,418

② 充当可能基金額

(単位：千円)

区 分	2年度	3年度 (A)	4年度 (B)	増減 (B)-(A)
財政調整基金	8,832,515	8,682,355	7,598,599	△ 1,083,756
まちづくり基金	2,276,850	2,276,850	2,276,850	0
国民健康保険財政調整基金	885,359	912,562	915,188	2,626
介護保険財政調整基金	395,072	783,809	754,180	△ 29,629
社会福祉施設整備基金	446,101	449,135	450,730	1,595
その他 ※()内は基金の数	645,029 (10)	554,069 (10)	423,613 (11)	△ 130,456
合 計	13,480,926	13,658,780	12,419,160	△ 1,239,620

③ 特定財源見込額

(単位：千円)

区 分	2年度	3年度 (A)	4年度 (B)	増減 (B)-(A)
国庫支出金等	0	0	0	0
地方債を財源とする貸付金の償還金	19,016	12,684	6,352	△ 6,332
公営住宅の賃貸料等	441,957	389,196	364,269	△ 24,927
都市計画税収	13,825,133	13,203,494	12,575,046	△ 628,448
その他	952,173	798,017	777,631	△ 20,386
合 計	15,238,279	14,403,391	13,723,298	△ 680,093

④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(単位：千円)

区 分	2年度	3年度 (A)	4年度 (B)	増減 (B)-(A)
1 消防費	346,257	310,933	283,033	△ 27,900
2 道路橋りょう費	56,308	20,297	6,236	△ 14,061
3 (1) 港湾費(港湾)	0	0	0	0
(2) 港湾費(漁港)	36,086	31,918	27,718	△ 4,200
4 都市計画費	0	0	0	0
5 公園費	7,616	1,970	230	△ 1,740
6 下水道費	44,983,756	43,537,480	41,710,815	△ 1,826,665
7 その他の土木費	431,712	412,774	393,365	△ 19,409
8 小学校費	791,192	740,405	757,438	17,033
9 中学校費	474,028	479,893	463,325	△ 16,568
10 高等学校費	0	0	0	0
11 社会福祉費	20,090	9,985	0	△ 9,985
12 保健衛生費	1,853,811	1,638,455	1,536,963	△ 101,492
13 高齢者保健福祉費	0	0	0	0
14 清掃費	27,672	27,496	52,422	24,926
15 農業行政費	25,969	23,079	22,820	△ 259
16 林野水産行政費	3,824	1,011	0	△ 1,011
17 (1) 地域振興費(人口)	690,282	1,036,875	1,092,786	55,911
(2) 地域振興費(面積)	20,230	26,375	25,865	△ 510
18 公債費	85,106,061	83,241,456	79,757,098	△ 3,484,358
合 計	134,874,894	131,540,402	126,130,114	△ 5,410,288

⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位：千円)

区 分	2 年度	3 年度	4 年度
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	3,140,796	3,088,274	2,987,477
災害復旧費等に係る基準財政需要額	6,755,701	7,304,052	7,298,091
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	271,157	261,884	255,803
合 計	10,167,654	10,654,210	10,541,371

○将来負担比率

前述の数値から将来負担比率を算定すると、次のとおりとなる。

(単位：千円)

将来負担額	181,626,280	-	(充当可能基金額	12,419,160	+	特定財源見込額	13,723,298	+	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	126,130,114)	=	61.4%
標準財政規模	58,275,251	-		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	10,541,371									

4年度の将来負担比率は61.4%であり、前年度と比べ6.5ポイント低下している。また、早期健全化基準である350.0%以下である。

将来負担比率及び将来負担額の推移は、次のとおりである。

(単位：千円・%)

	将来負担額 (A)	充当可能財源等 (B)	標準財政規模 (C)	算入公債費等 (D)	将来負担比率 (A-B) / (C-D)	早期健全化 基 準
2 年度	201,419,447	163,594,099	57,113,046	10,167,654	80.5	350.0
3 年度	192,812,895	159,602,573	59,546,793	10,654,210	67.9	
4 年度	181,626,280	152,272,572	58,275,251	10,541,371	61.4	

(5) 資金不足比率

公営企業に係る特別会計ごとに算定した資金不足額の事業規模に対する比率を表すものである。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の程度を示すものである。

○ 算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金不足額及び事業の規模の算出方法は以下のとおりであり、地方公営企業法適用企業と非適用企業で算出方法が異なる。

① 資金不足額

区 分	算 式
地方公営企業法適用企業	(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額
地方公営企業法非適用企業	歳出額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - (歳入額+翌年度に繰り越すべき財源) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。資金不足額がないときは0円となる。

② 事業の規模

区 分	算 式
地方公営企業法適用企業	営業収益の額-受託工事収益の額
地方公営企業法非適用企業	営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する額

○資金不足比率

各会計の資金不足比率は以下のとおりである（資金不足額・剰余額の算出については6ページ参照）。4年度の公営企業会計全てにおいて、資金不足額は生じていないことから、資金不足率は生じていない。

(単位：千円・%)

会 計 名		資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (B)/(A)	経営健全化 基 準
適 地 方 用 公 営 企 業 法	ガス事業会計	—	7,597,337	—	20.0
	水道事業会計	—	4,681,911	—	
	工業用水道事業会計	—	16,741	—	
	病院事業会計	—	2,035,562	—	
	下水道事業会計	—	3,328,948	—	

※「資金不足額(A)」欄において、資金不足額が生じていない場合は「—」と表示し、この場合資金不足比率は算定されない。

参考 令和3年度 新潟県内各市町村の状況

(単位：%)

都市名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
上越市	—	—	10.6	67.9	—
新潟市	—	—	11.0	124.0	—
長岡市	—	—	5.9	65.3	—
三条市	—	—	15.4	113.8	—
柏崎市	—	—	9.3	18.5	—
新発田市	—	—	6.7	51.9	—
小千谷市	—	—	10.0	33.9	—
加茂市	—	—	9.1	99.0	—
十日町市	—	—	12.2	106.2	—
見附市	—	—	10.5	93.1	—
村上市	—	—	12.3	92.9	—
燕市	—	—	12.9	94.3	—
糸魚川市	—	—	11.1	72.3	—
妙高市	—	—	6.5	—	—
五泉市	—	—	8.1	53.2	—
阿賀野市	—	—	8.5	96.5	—
佐渡市	—	—	12.0	117.1	—
魚沼市	—	—	8.3	19.3	—
南魚沼市	—	—	11.7	31.6	—
胎内市	—	—	12.5	127.8	—
聖籠町	—	—	9.6	13.8	—
弥彦村	—	—	13.2	49.8	—
田上町	—	—	8.2	30.6	—
阿賀町	—	—	12.8	81.6	—
出雲崎町	—	—	9.2	—	—
湯沢町	—	—	7.0	28.6	—
津南町	—	—	10.7	35.7	—
刈羽村	—	—	△ 2.3	—	—
関川村	—	—	10.9	23.5	—
粟島浦村	—	—	6.2	—	—
市町村平均 (県平均)	—	—	10.2	85.4	—
市区町村平均 (全国平均)	—	—	5.5	15.4	—

※新潟県資料に基づき作成

実質公債費比率、将来負担比率の平均は加重平均